

行政処分の公表

当社は東北運輸局より下記の処分を受けました。

今回の処分を厳粛に受け止め、法令の遵守及び輸送の安全確保を徹底し、
全社を挙げて再発防止に取り組んでまいります。

記

1. 対象営業所 大館営業所
2. 処分内容 文書警告
3. 違反条項
 - ・乗務時間等の基準の遵守違反
(貨物自動車運送事業輸送安全規則 第3条第4項)
 - ・運転者に対する指導監督義務違反
(貨物自動車運送事業輸送安全規則 第10条第1項)
4. 当該処分にに基づき講ずる措置
運行管理体制の見直しを進め、拘束時間等に関するチェック体制を強化しました。
また、運転者に対し、法令の遵守及び輸送の安全を確保するための指導を徹底してまいります。
5. 処分を受けた日 令和3年6月23日

以 上